附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十条の二の二の改正規定及び次項の規定は、令和九年一月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

2　この省令による改正後の地方税法施行規則第十条の二の二の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき地方税法第三百十七条の二第一項ただし書に規定する給与及び同法第三百二十八条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき同項ただし書に規定する給与及び同条に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

○総務省令第二号
財務省令第十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十二条の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七項中「までに、」の下に「特定電子情報処理組織を使用する方法等（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例によりあらかじめ税務署長に届け出て行う同令第五条第一項の定めるところにより当該事項を送信する方法又は」を加え、「光ディスク若しくは」に改め、「方法」の下に「をいう。以下第二条の五までにおいて同じ。」を加える。

第二条の二第十六項、第二条の三第十六項、第二条の四第十六項及び第二条の五第十七項中「当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法」を「特定電子情報処理組織を使用する方法等」に改める。

第九条の二第一項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第十四条の二第六項中「（平成十五年財務省令第七十一号）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年七月一日から施行する。ただし、第九条の二第一項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

（相手国居住者等配当等その他の配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等に関する経過措置）

2　改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「新規則」という。）第二条第十七項、第二条の二第十六項、第二条の三第十六項、第二条の四第十六項及び第二条の五第十七項の規定は、この省令の施行の日以後に提供する新規則第二条第十七項各号、第二条の二第十六項各号、第二条の三第十六項各号又は第二条の五第十七項各号に掲げる事項について適用し、同日前に提供した改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第二条第十七項各号、第二条の二第十六項各号、第二条の三第十六項各号、第二条の四第十六項各号又は第二条の五第十七項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。

○財務省令第十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）及び所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（令和五年政令第百三十四号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条第二項、第五十七条第二項、第五十七条の二第二項各号、第百三十七条の二第十一項第二号、第百三十七条の三第十三項第二号、第百四十四条、第百五十一条第一項、第百九十六条第一項第四号、第二百十七条第一項、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第三項及び第六項、第二百二十九条並びに第二百三十条並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十一条の二第五項、第百四十四条第一項第一号ホ、第二百六十二条第三項第二号、第四項第一号ロ及び第三号ロ並びに第五項、第二百六十六条の二第一項及び第二項、第二百六十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の二第三項、第三百四十三条第二項において準用する第三百三十七条第二項、第三百四十九条第二項において準用する第三百三十七条第二項並びに第三百五十三条第一項の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号中「（署名用電子証明書」を「（個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第八項中「にあつては」を「には」に改める。

第三十五条中「第百四十四条第一項第一号ニ」を「第百四十四条第一項第一号ホ」に、「とする」を「（同号ニに掲げる事由を除く。）とする」に改める。

第三十六条の四第一項第四号中「並びにその支給の方法及び形態」を削り、同項第五号中「昇給の基準」を削る。

第三十六条の五の見出しを「（給与等の支払者等による証明等）」に改め、同条第一項中「証明」の下に「（同項第四号及び第五号に規定する証明にあつては、これらの規定に規定する給与等の支払者による証明に限る。）」を加え、「書面による」、「（以下この項において「給与等の支払者」という。）」及び「書面により」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、法第五十七条の二第二項第四号及び第五号に規定するキャリアコンサルタントによる証明について準用する。この場合において、前項中「事項（当該支出につき同項に規定する給与等の支払者により補塡される部分があり、かつ、その補塡される部分につき所得税が課されない場合には、当該補塡される部分の金額を含む。）」とあるのは、「事項」と読み替えるものとする。